兵高教組 三月三三二二三三三 2012年11月15日 **2.0** 号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL : http://www.hyogo-kokyoso.com

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

県教委は人事方針をオープンにせよ

— 人事方針を秘密にし、恣意的な運用をするな —

高教組本部は11月7日、2012年度末人事について県教委と交渉しました。 県教委は、これまでの高教組に対する「人事異動に関する16項目回答」につい て、それを確認することを含め「丁寧な人事」をすることを約束しました。また、 異動方針の原則・理念について、「兵庫の教育をよくするため」や「教職員の意 欲や力量向上につながるもの」であるべきという高教組の要求を肯定しつつも、 相変わらず機械的で官僚的対応をしかねない問題のある回答も多々行いました。 今後の交渉や職場でのとりくみで、学校の教育計画を損ねたり現場を混乱させる 不当な人事異動が行われないようにしていく必要があります。

以下が、交渉で明らかになった県教委の異動 方針の問題点です。

1.「片道90分の通勤距離」を強制

高教組が「通勤時間や環境激変による過重負担を避ける配慮をすべき」と主張したことに対して、県教委は「できるだけ配慮はするが片道90分は可能な通勤距離と考えている」と回答。往復に3時間もかかる通勤時間を一般的に可能とする感覚に、超過勤務がなかなか解消できず疲労回復に四苦八苦している現場の状況が分かっているのかと、その感覚に疑問がふくらみました。

2.3年以上在勤者は異動希望を出せるとしながら、なぜ初任者は4年以上なのか

高教組の「初任者で現任校勤務3年以上の人

は異動希望を出せるのか?」との問いに、「初任者以外は3年で出せるが、初任者は現任校4年以上が希望を出せる」、「初任研の1年は研修期間なので在勤を0年とみなす」と回答。しかし、これは県教委自身が定めた平成25年度異動方針の「3年以上在勤者」を異動対象とするとしている「原則」に反する回答です。人事異動担当者が原則を勝手に変更しており、大きな問題です。

3.「初任者は4年経過者全員を原則計画交流の対象」とする硬直な態度

高教組の「異動希望のない初任者は、4~6年、7年以上の人が異動対象か?」との問いに、「初任者は2011年度末人事から原則4年を経過した人全員を計画交流の対象とした」「在勤年

数の多い初任者から異動してもらうように校長に指導している」と回答しました。これも、県教委が従来通りと説明してきたルールの変更を高教組が問うまで隠してきたわけで、労使の信頼関係を壊す信義にもとる行為であるだけでなく、初任者を不安にさせる大きな問題点をもつものです。初任から4年経過した頃は、職場で一番教員として成長する時期ではないでしょうか。機械的に異動させるのは本人にとっても兵庫の教育にとっても大きな損失です。

4. あまりにも機械的 「現任校9年以上在勤者は2015年までに全員異動」

高教組の「9年以上の人をいついつまでに全員動かすというような数値目標でもあるのか?」との問いに「平成27年を目途に異動計画を立ててくださいと校長に指導している」と回答しました。生徒指導の継続性や学校全体の教育計画の中で異動できない場合があるにもかかわらず、教職員をいたずらに不安にさせていることが明らかになりました。

異動できない理由を申し出ることは「わがまま」? しかも、様々な事情があって異動できないことを申し出る人がいることを配慮せよと要求しても、「その人のわがままである場合がある」と何度も表現する神経には驚きと怒りを禁じえませんでした。

5 . 許せない・定年まで後2年の「58歳で も異動対象」

高教組の「58歳、59歳も異動があるのか」

との問いに、「58歳は条件が整えば異動してもらうこともありうる(去年と変更していない)」「59歳は状況による。人事行政上必要なときなど」と回答しました。今年も、定年まで残り2年の人まで異動対象にする現場無視の計画を強行する姿勢を維持していることは許せません。

6. 恣意的運用があるのか? 異動のルールを 全教職員に明示できず

高教組が、「県教委が校長に渡した異動に関する書類を出して、自ら作った人事異動のルールを全教職員に明示すべき」と要求すると、「考慮中」と回答。「明示できないとすれば、何か不都合なことでもあるのか?」と問うと、明確な回答はありませんでした。

人事方針を秘密にした恣意的な運用許さず 兵庫の教育の発展につながる人事へ

交渉を通じて明らかになった最大の問題点は、 県教委が自分たちに都合のよい人事を行うため に、人事方針の一部しか明らかにせず、肝心な 点は秘密にしていることです。人事方針はオー プンにし、恣意的な人事が起こらないようにす ることが大切です。安心して教育に打ち込める 環境をつくることが兵庫の教育の発展につなが ります。高教組は、教職員の皆さんと力を合わ せて、県教委の人事異動方針とその運用が兵庫 の教育の発展につながるものとなるように是正 させていくよう、とりくんでいきます。

再任用のスケジュール

再任用のスケジュールは以下のとおりです。

- (1) 希望調査票の配布・締切 ...
- ・1回目…5月下旬~6月上旬 採用試験合格者数算出の参考にするため
- ・2回目...10月下旬~11月上旬

辞退者にはその旨の文書も提出してもらっ ている

- (2) 面接 ... 12月 新に再任用になる人を対象に行う
- (3) 決定 ... 一般教職員の内示日と同じ
- (4) 配置先 ... 原則として現任校